

## 島田市まちづくり自治基本条例逐条解説の修正について

修正箇所	ページ	説明文の修正内容	理由
背景	1	・説明文を追加	・第5回制定委員会での協議結果に基づき追加
経過	2	・説明文を追加	・第5回制定委員会での協議結果に基づき追加
前文	3	・市民等の役割に関する説明文を追加	・第9回制定委員会での協議結果に基づき追加
第1条	4	・法令、条例との整合性に関する説明文を追加	・パブリックコメント意見 No.32 への回答
第2条	5	・外国人に関する説明文を追加	・パブリックコメント意見 No.78 への回答
第5条	9	・第1項「性別、年齢等」に関する説明文を追加 ・第2項の公文書の開示請求権に関する説明文を追加	・条文の修正に伴う説明文の追加
第6条	10～11	・第1項「努めるものとする」に修正 ・第3項の説明を全部差替え	・条文の修正に伴う説明文の修正
第15条	16～17	・外国人に関する説明文を追加	・パブリックコメント意見 No.32、No.78 への回答
第28条 ～ 第32条	24～27	・協働のまちづくり審議会への名称変更に伴う説明文の修正 ・委員定数の修正	・条文の修正に伴う説明文の修正
附則	28	・施行期日の修正	・条文の修正に伴う説明文の修正

## その他の修正事項

- ・条例題名の修正
- ・文末の表現の修正（定めたため→定めているため、決めました→定めています）